

地域森林計画書

(平成30年12月変更)

東予地域森林計画 自 平成27年 4月 1日
至 平成37年 3月31日

今治松山地域森林計画 自 平成28年 4月 1日
至 平成38年 3月31日

南予地域森林計画 自 平成29年 4月 1日
至 平成39年 3月31日

肱川地域森林計画 自 平成30年 4月 1日
至 平成40年 3月31日

愛 媛 県

この計画は、平成 30 年 10 月に策定された全国森林計画に即し、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）の規定に基づき、平成 30 年 12 月 25 日に変更したものである。

また、当該計画の変更は、平成 31 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。

ただし、Ⅱ 計画事項のうち「第 4 の 2 (4) 特定保安林の整備に関する事項」及び「第 6 の 6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期」については、変更計画の決定後直ちに効力を生ずるものとする。

目次（共通事項）

I 計画の大綱

省略

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	1
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1
2 その他必要な事項	1
第3 森林の整備に関する事項	
1 森林の立木竹の伐採に関する事項	1
2 造林に関する事項	
(1) 人工造林に関する指針	1
(2) 天然更新に関する指針	1
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	1
(4) その他必要な事項	1
3 間伐及び保育に関する事項	1
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	1
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	1
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	1
(2) 森林経営管理制度の活用促進に関する方針	2
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	2
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	2
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	2
(6) その他必要な事項	2
第4 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項	2
2 保安施設に関する事項	2
3 森林の保護等に関する事項	2
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	2
第6 計画量等	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	2
2 間伐面積	2
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	2
4 林道の開設及び拡張に関する計画	2
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	2
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	2
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	2
(3) 実施すべき治山事業の数量	2

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期・・・2

第7 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法・・・2

2 その他必要な事項・・・2

別記

愛媛県天然更新完了基準書・・・2

森林計画図の閲覧場所

愛媛県農林水産部森林局林業政策課

愛媛県東予地方局産業経済部森林林業課（四国中央森林林業振興班を含む）

愛媛県東予地方局今治支局森林林業課

愛媛県中予地方局産業経済部森林林業課

愛媛県中予地方局産業経済部久万高原森林林業課

愛媛県南予地方局産業経済部森林林業課（愛南森林林業振興班を含む）

愛媛県南予地方局八幡浜支局森林林業課（大洲森林林業振興班を含む）

Ⅱ 計 画 事 項

(各森林計画区の共通事項)

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

(各森林計画区の個別事項に記載する。)

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- (1) 森林の整備及び保全の目標
(略)
- (2) 森林の整備及び保全の基本方針
(略)
- (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等
(略)

2 その他必要な事項

(略)

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

(略)

2 造林に関する事項

- (1) 人工造林に関する指針
(略)
- (2) 天然更新に関する指針
天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。
 - ア 天然更新の対象樹種に関する指針
(各森林計画区の個別事項に記載する。)
 - イ 天然更新の標準的な方法に関する指針
(略)
 - ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針
(略)
- (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針
(略)
- (4) その他必要な事項
(略)

3 間伐及び保育に関する事項

(略)

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(略)

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(略)

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

- (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針
(略)

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用の促進を図るものとする。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

(略)

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

(略)

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

(略)

(6) その他必要な事項

(略)

第4 森林の保全に関する事項

(略)

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

(略)

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

(各森林計画区の個別事項に記載する。)

2 間伐面積

(各森林計画区の個別事項に記載する。)

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

(各森林計画区の個別事項に記載する。)

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(各森林計画区の個別事項に記載する。)

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

(各森林計画区の個別事項に記載する。)

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

(略)

(3) 実施すべき治山事業の数量

(各森林計画区の個別事項に記載する。)

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

(略)

第7 その他必要な事項

(略)

別記

愛媛県天然更新完了基準書

(各森林計画区の個別事項に記載する。)

Ⅱ 計 画 事 項

(各森林計画区の個別事項)

東予地域森林計画書

(平成30年12月変更)

(東予森林計画区)

計画期間 自 平成27年4月 1日
至 平成37年3月31日

第1 計画の対象とする森林の区域

計画の対象とする森林の面積は次表のとおりである。また、その区域については、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。森林計画図の閲覧できる場所は目次の最後に記載している。

この計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の「開発行為の許可」、同法第10条の7の2第1項の「森林の土地の所有者となった旨の届出」、及び同法第10条の8第1項の「伐採及び伐採後の造林の届出」の対象となる。(ただし、「開発行為の許可」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。「伐採及び伐採後の造林の届出」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		74,571	
市 町 別 内 訳	四 国 中 央 市	30,174	
	新 居 浜 市	16,604	
	西 条 市	27,793	

注 原数を四捨五入したものを計上している。

第3 森林の整備に関する事項

2 造林に関する事項

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、アカマツ、クヌギ、ナラ類等を主体とした高木性等のものとする。なお、樹種の選定に際しては、低木性のものや、ぼう芽更新の場合にはぼう芽力が弱いものは避けるなどの配慮が必要である。

天然更新の対象樹種は、天然更新を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められる。

別表2 間伐立木材積その他の伐採立木材積
 本計画の計画期間（平成27年度～平成36年度）の伐採立木材積は、次のとおりである。

単位 材積：1,000m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	2,380	2,165	215	680	465	215	1700	1,700	—
うち 前半5年分	1,070	991	79	250	171	79	820	820	—

注 原数を四捨五入したものを計上。従って集計値が一致しないものもある。

別表3 間伐面積

単位 面積：h a

区 分	間 伐 面 積
総 数	15,399
うち前半5年分	7,428

注 間伐面積は間伐材積を、110.4m³/ha^{*}で換算した値である。
 ※スギ、ヒノキの4～12齢級における面積当たり蓄積の3割

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

本計画の計画期間の造林面積は、伐採量（主伐）の動向、過去の造林実績等を勘案して次のとおりである。

単位 面積：h a

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	1,900	700
うち前半5年分	600	300

注 原数を四捨五入したものを計上。従って集計値が一致しないものもある。

別表6 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

6-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち 前半5年分	
総数	34,344	34,141	
水源涵養のための保安林	13,792	13,427	
災害防備のための保安林	20,732	20,224	
保健・風致の保存等のための保安林	672	660	

- 注1 総数は、計画期末の保安林の実面積である。
 2 水源涵養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の保安林の面積である。
 3 災害防備のための保安林とは、森林法第25条第1項第2号から第7号までの保安林の延面積である。
 4 保健・風致の保存等のための保安林とは、森林法第25条第1項第8号から第11号までの保安林の延面積である。

6-2 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定／解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市別内訳	林班		うち 前半5年分		
指定	水源涵養	四国中央市	001～083	70	25	水源かん養	
			101～365	70	25	水源かん養	
			401～519	70	25	水源かん養	
			601～701	70	25	水源かん養	
			小計	280	100		
		新居浜市	301～450	70	25	水源かん養	
			001～227	70	25	水源かん養	
			小計	140	50		
		西条市	001～260	70	25	水源かん養	
			301～355	70	25	水源かん養	
			401～488	70	25	水源かん養	
			501～680	70	25	水源かん養	
		小計	280	100			
	合計		700	250			
	災害防備	四国中央市	001～083	105	40	土砂流出防備	
			101～365	105	40	土砂流出防備	
			401～519	100	40	土砂流出防備	
			601～701	100	40	土砂流出防備	
			小計	410	160		
		新居浜市	301～450	100	35	土砂流出防備	
			001～227	100	35	土砂流出防備	
			小計	200	70		
		西条市	001～260	100	40	土砂流出防備	
301～355			100	40	土砂流出防備		
401～488			100	35	土砂流出防備		
501～680			100	35	土砂流出防備		
小計	400	150					
合計		1,010	380				

単位 面積：ha

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市別内訳	林班		うち 前半5年分		
指 定	保健・ 保存等 の 風致の	四国中央市	001～701	8	3	公衆の保健	
			小計	8	3		
		新居浜市	001～450	7	2	公衆の保健	
			小計	7	2		
		西条市	001～680	8	3	公衆の保健	
			小計	8	3		
		合計		23	8	公衆の保健	
指定総合計		1,733	638				
解 除	災害 防備 等	四国中央市	001～701	14	6	指定理由の消滅	
			小計	14	6		
		新居浜市	001～450	14	5	指定理由の消滅	
			小計	14	5		
		西条市	001～680	14	6	指定理由の消滅	
			小計	14	6		
		合計		42	17		
解除総合計		42	17				

6-3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法 の変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の変更面積
水源涵養	—	—	8,879	8,879	8,879
災害防備	—	—	12,029	12,029	12,029
保健・風致の保存等	—	—	207	207	207

愛媛県天然更新完了基準書

平成 29 年 12 月 26 日

伐採跡地における、天然更新の完了を判断する基準は、この基準書により実施するものとする。

1 更新対象地

本基準の対象とする森林は、「伐採及び伐採後の造林の届出書」及び「森林経営計画書」において天然更新を実施予定とする伐採跡地、更新状況を判定する必要がある過去の伐採跡地等のほか、人工造林を計画したが結果的に天然更新が進行した箇所や、気象害等の被害跡地において天然更新が進行した箇所とする。

なお、市町村森林整備計画で定められる「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」では、天然力による更新が期待できないため、原則として、天然更新を計画しないものとする。

2 更新対象樹種

後継樹の天然更新対象樹種は、シイ類、カシ類、ナラ類（ウバメガシを含む）、シデ類、タブノキ類、マツ類等高木性及び小高木性の別表－1 に掲げる樹種とする。ただし、当該樹種に近縁で生態的性質が同一の種を含むものとする。

3 天然更新及び天然更新補助作業

(1) 天然更新及び天然更新補助作業の標準的な方法は、次のとおり定めるものとする。

ア. 天然更新の標準的な方法

【天然下種更新】

天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。

【ぼう芽更新】

樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。なお、ぼう芽更新の場合、別表－1 に示す「ぼう芽更新が期待できない樹種」は避けること。また、更新が完了していない若齢な広葉樹林や大径化した広葉樹二次林（根元直径 40cm 以上、おおむね 80 年生以上）は、ぼう芽更新が不可能な森林として扱うのが適当である。

イ. 天然更新補助作業の標準的な方法

【地表処理】

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。

【刈出し】

ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。

【植込み】

更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

- (2) 自然に推移させると更新の完了した状態にならないと判断される場合には、天然更新補助作業を実施するものとする。

4 更新が完了した状態（更新完了基準）

- (1) 更新対象樹種の樹高については、次の条件をすべて満たす幼樹、若齢木、ぼう芽等を以って対象個体とする。
- ア. 樹高が0.3m以上であること。
 - イ. 周囲にススキ、シダ等の競合する草本植生がある場合には、その競合種の草丈に10cm以上の余裕高を含めた樹高を有していること。
- (2) 更新においては、期待成立本数をヘクタール当たり7,000本とし、その10分の3であるヘクタール当たり2,100本を天然更新すべき立木の本数とする。このとき、5の更新調査により、ヘクタール当たり3,000本以上成立する割合となるプロット数が、全プロット数の70%以上（出現率70%以上）となる状態をもって更新完了とする。ただし、この場合、尾根部、中腹部、沢部において極端な偏りがあってはならない。
- また、植栽等の追加的な更新補助作業の実施により、出現率70%以上の状態が確保された場合には、その時点をもって更新完了とみなす。
- (3) 上記の条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できない恐れがある場合には、適切な対策を実施すること。

5 更新調査

(1) 調査は、「伐採及び伐採後の造林の届出書」の受け付け機関及び「森林経営計画」の認定機関等が行い、更新が完了した状態を確認する。

(2) 更新調査は、次の対象面積区分ごとの方法で実施する。

ア. 対象面積が1ha未満の場合

原則として目視による調査を行い、明らかに更新の判定基準を満たしていれば完了とする。この場合、写真を記録に用いること。ただし、容易に判別できない場合には、イ. に示す方法に準じること。

イ. 対象面積が1ha以上5ha未満の場合

対象森林を尾根部、中腹部、沢部に分け、それぞれに帯状標準地(2m×30m)を設定し、この標準地の中に、3個から4個の調査プロット(2m×5m)を任意に設け、合計10個(尾根部3個、中腹部4個、沢部3個など、地形等に応じて適宜)の調査プロットを設定する。個々の調査プロットに、3本以上の更新樹種が確認できればそのプロットは更新成立とし、出現率70%以上(更新成立プロットが7個以上)で更新完了とする。

ウ. 対象面積が5ha以上の場合

5haごとにイ.の方法を繰り返し実施するものとする(例:12haの場合、5ha、5ha、2haに分けるなど)。この場合、それぞれで更新完了を確認することが必要であり、更新が完了されていない場合は、当該部のみを未完了とみなす。

エ. その他

イ.及びウ.においては、明らかに更新の判定基準を満たしている場合には目視による調査も可能とするが、1haごとに更新の状況を判定し、また、更新の状況が明確に分かる写真を記録に用いること。また、更新が完了されていない箇所が内在する場合には、適宜完了地・未完了地を分割して整理すること。

(3) 調査は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに行うものとする。

ただし、ぼう芽更新の場合、ぼう芽稚樹の成長に優劣が出てくる伐採後1年から2年までの間に目視調査を行い、天然更新補助作業の必要性を判断する方法も併せて検討すること。

(4) 更新調査野帳の様式については、別紙のとおりとする。

(5) 調査における樹木の判別などは、必要に応じて林業普及指導員等の協力を得て実施することができる。

6 更新が未完の場合

5の調査により、更新が未了と判断された場合にあっては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新すべき立木の本数を満たすよう天然更新補助作業または植栽を行うものとし、実施後に改めて更新調査を行うものとする。

7 記録の保管

更新調査を実施した場合は、確認調査後、野帳若しくは写真を5年間保管しておくものとする。

8 その他

本基準書は、愛媛県における天然更新の完了の判断に必要な事項やその具体的な指針を定めるものであるが、伐採及び伐採後の造林の届出、森林経営計画並びに無届伐採に関する命令等の基準は、市町村森林整備計画に依拠しており、天然更新完了基準書の内容が市町村森林整備計画に反映されることにより基準として効力を持つものである。

別表一 天然更新完了基準となる高木種、小高木種の一覧

区分	科名	属名	対象樹種
広葉樹	アオイ	シナノキ	ヘラノキ、シナノキ
		アオギリ	アオギリ
	アワブキ	アワブキ	アワブキ、ヤマビワ
	ウコギ	カクレミノ	カクレミノ
		ウコギ	コシアブラ
		タカノツメ	タカノツメ
		ハリギリ	ハリギリ ^(○)
	ウルシ	ウルシ	ヌルデ、ヤマウルシ、ハゼノキ、ヤマハゼ
	エゴノキ	エゴノキ	エゴノキ ^(○) 、ハクウンホク、コハクウンホク
		アサガラ	アサガラ、オオハアサガラ
	ムクロジ	カエデ	アサノハカエデ、イロハモミジ、オオモミジ ^(×) 、コハウチワカエデ、ヒナウチワカエデ、オオイヤマイゲツ、ウリカエデ、ウリハダカエデ ^(○) 、ホソカエデ、コミネカエデ、ナンゴクミネカエデ、テツカエデ、チドリノキ、イタヤカエデ ^(○) 、メグスリノキ、ミツデカエデ
		ムクロジ	ムクロジ
	カキノキ	カキノキ	カキノキ、リュウキュウマカキ
	カツラ	カツラ	カツラ
	カバノキ	ハンノキ	ヒメヤシャブシ、ヤシャブシ、オオハヤシャブシ、ハンノキ、ケヤマハンノキ、ヤマハンノキ、カワラハンノキ
		カバノキ	タケカンバ、ミスメ
		アサダ	アサダ
	クスノキ	クマシデ	サワシバ ^(○) 、クマシデ、イヌシデ ^(○) 、アカシデ
		クスノキ	クスノキ、ヤブニッケイ ^(○)
		シロダモ	シロダモ ^(○) 、イヌカシ
		タブノキ	タブノキ、ホソハダブ
		ハマビワ	ハマビワ、カゴノキ ^(○)
		バリバリノキ	バリバリノキ
	クログミ	クログミ	カナクギノキ
		クログミ	オニクログミ
		サワグルミ	サワグルミ
	クロウメモドキ	クロウメモドキ	クロカンバ、クロウメモドキ
		ケンボナシ	ケンボナシ、ケンボナシ
		ヨコグラノキ	ヨコグラノキ
		ネコノチチ	ネコノチチ
	クワ	クワ	ケグワ、ヤマグワ
		コウゾ	カシノキ
		イチジク	アコウ
	キリ	キリ	キリ
	サクラソウ	ツルマンリョウ	タイミンチバナ
	シキミ	シキミ	シキミ
	シソ	クサギ	クサギ
		ハマクサギ	ハマクサギ
	センダン	センダン	センダン
	ツバキ	ツバキ	ヤブツバキ、ササンカ
		ナツツバキ	ナツツバキ、ヒメシヤラ
		ヒサカキ	ハマヒサカキ、ヒサカキ
	トウダイグサ	アブラギリ	アブラギリ
		シラキ	シラキ
		アカメガシワ	アカメガシワ
	トチノキ	トチノキ	トチノキ ^(×)
	ニガキ	ニガキ	ニガキ
	ニレ	ムクノキ	ムクノキ
		エノキ	エゾエノキ、エノキ ^(○) 、コバノチヨウセンエノキ
		ケヤキ	ケヤキ ^(○)
		ニレ	ハルニレ ^(○) 、オヒョウ、アキニレ
	ハイノキ	ハイノキ	ハイノキ ^(○) 、ミスバ、カンザブ、ロウノキ、クロバ
	バラ	サクラ	イヌサクラ、ウツミスサクラ、ハクチノキ、リンホク、ミヤマサクラ、エトヒカシ、カスミサクラ、ヤマサクラ
ザイフリボク		ザイフリボク	
ナナカマド		ナナカマド、アスキナシ、ウラジロノキ	
カナメモチ		カナメモチ	
カマツカ		カマツカ	
リンゴ		ズミ	
フサザクラ	フサザクラ	フサザクラ	
	ブナ	イヌブナ ^(○) 、ブナ	
ブナ	コナラ	ウバメカシ、クヌキ ^(○) 、アヘマキ、カシワ、ミスナラ ^(○) 、コナラ ^(○) 、ナラガシワ、イチカシ ^(×) 、アカガシ ^(○) 、ツクハネガシ、アラカシ ^(○) 、ウラジロガシ ^(○) 、シラカシ ^(○)	
	クリ	クリ ^(○)	
	シイ	スタシイ ^(○) 、ツブラシイ ^(○)	
	マテバシイ	マテバシイ、シラバカガシ	

ペンタフィラクス	モッコク	モッコク	
	サカキ	サカキ	
ホルトノキ	ホルトノキ	ホルトノキ、コハンモチ	
マメ	ネムノキ	ネムノキ	
	サイカチ	サイカチ	
	フジキ	フジキ、ユクノキ	
	イヌエンジュ	イヌエンジュ	
マンサク	マンサク	マンサク	
	イスノキ	イスノキ ^(×)	
ミカン	サンショウ	カラスサンショウ、コカラスサンショウ	
	キハダ	キハダ ^(○)	
	ゴシュユ	ハマセンダン	
ミズキ	ミズキ	ミズキ、クマミズキ	
	ヤマボウシ	ヤマボウシ	
ミツパウツギ	ゴンスイ	ゴンスイ	
ムラサキ	チシャノキ	チシャノキ	
モクセイ	トネリコ	シオジ、マルハアオダモ ^(○) 、ヤマトアオダモ、アオダモ、コハトネリコ、ミヤマアオダモ	
	ハシドイ	ハシドイ	
	モクセイ	ヒラキ	
	イボタノキ	ネズミモチ	
モクレン	オガタマノキ	オガタマノキ	
	モクレン	ホオノキ、オオヤマレンゲ、タムシハ、コブシ	
モチノキ	モチノキ	イヌツゲ、ナナミノキ、クロソヨコ、ソヨコ、クロカネモチ ^(○) 、モチノキ、ツゲモチ、タラヨウ、シイモチ、タマミズキ、アオハダ	
ヤシ	シュロ	シュロ	
ヤナギ	イイギリ	イイギリ	
	ヤナギ	マルハヤナギ、タチヤナギ、オオタチヤナギ、ヨシヤナギ、オノエヤナギ、ハッコヤナギ	
	ヤマナラシ	ヤマナラシ	
ヤマグルマ	ヤマグルマ	ヤマグルマ	
ヤマモガシ	ヤマモガシ	ヤマモガシ	
ヤマモモ	ヤマモモ	ヤマモモ	
ユズリハ	ユズリハ	ユズリハ、ヒメユズリハ	
リョウブ	リョウブ	リョウブ	
針葉樹	イチイ	イチイ	イチイ
		カヤ	カヤ
	コウヤマキ	コウヤマキ	コウヤマキ
		スギ	スギ
	ヒノキ	ネズミサシ	ネズミサシ
		イヌガヤ	イヌガヤ
		ヒノキ	ヒノキ
		ネズコ	ネズコ
		アスナロ	アスナロ
		ビャクシン	イブキ
	マキ	イヌマキ	イヌマキ
		マキ	ナギ
	マツ	ツガ	ツガ、コメツガ
		マツ	アカマツ、クロマツ、コヨウマツ
		モミ	ウラジロモミ、モミ、シラビソ
		トウヒ	ハリモミ

(○)が付いているものは「ぼう芽更新が期待できる樹種」
(×)が付いているものは「ぼう芽更新が期待できない樹種」

天然更新完了確認調査野帳

整理番号		調査日	
森林所在地		調査者 職氏名	
森林所有者			

調査区 No.1	競合する植生種		競合する植生種		競合する植生種		競合する植生種	
	高さ	高さ	高さ	高さ	高さ	高さ	高さ	
位置 No.	1		2		3		4	
	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数
斜面下部								
計								
成立本数								
判定								

他の樹種:

調査区 No.2	競合する植生種		競合する植生種		競合する植生種		競合する植生種	
	高さ	高さ	高さ	高さ	高さ	高さ	高さ	
位置 No.	1		2		3		4	
	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数
斜面中腹								
計								
成立本数								
判定								

他の樹種:

調査区 No.3	競合する植生種		競合する植生種		競合する植生種		競合する植生種	
	高さ	高さ	高さ	高さ	高さ	高さ	高さ	
位置 No.	1		2		3		4	
	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数
斜面上部								
計								
成立本数								
判定								

他の樹種:

☆ 更新判定

出現率が70%以上であれば更新完了

○の合計
 / 総プロット数
 = 出現率 %

天然更新完了確認調査野帳(記載例)

整理番号	24—1	調査日	平成24年1月1日
森林所在地	愛媛県〇〇市△△町123	調査者 職氏名	技師 愛媛 林太郎
森林所有者	愛媛 森太郎		

調査区 No.1	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ
位置	1		2		3		4	
	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数
斜面下部	ワレビ	80cm						
	エゴノキ	1	エゴノキ	2	ネズミモチ	3		
	アラカン	1	アオハダ	1	エゴノキ	2		
	ヤブツバキ	1	ヤブツバキ	1	アラカン	1		
	ヤマザクラ	1			ネズミモチ	1		
	スギ	1			ヤブツバキ	1		
ヒノキ	1							
計		6		4		8		0
成立本数		6000		4000		8000		0
判定	○		○		○		—	

他の樹種： タラノキ、クマイチゴ、コガクウツギ、ヒサカキ、ヤブムラサキ、イヌザンショウ

調査区 No.2	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ
位置	1		2		3		4	
	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数
斜面中腹	ヤブツバキ	1	ネズミモチ	1			ナナミキ	1
	ネズミモチ	1					アラカン	1
	ナナミキ	1						
	ク	1						
計		4		1		0		2
成立本数		4000		1000		0		2000
判定	○		×		×		×	

他の樹種： ヤブムラサキ、コガクウツギ、ナガバモミジイチゴ、グミ類、タラノキ、ミヤマカマスミ、ヤマヤナギ、イヌザンショウ

調査区 No.3	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ
位置	1		2		3		4	
	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数
斜面上部					ウラジロ	30cm		
	ナナミキ	2	ヤマザクラ	1	ナナミキ	6		
	ヒノキ	1	ナナミキ	3	ヒノキ	6		
	アラカン	1	ヒノキ	2	アラカン	1		
	タノキ	1			ネズミモチ	1		
					シロダモ	1		
計		5		6		15		
成立本数		5000		6000		15000		0
判定	○		○		○		—	

他の樹種： ヤブムラサキ、コガクウツギ、ミツバツツジ類、イスセンリョウ、ヤマヤナギ、イヌザンショウ、ミヤマカマスミ

☆ 更新判定

出現率が70%以上であれば更新完了

○の合計	総プロット数	出現率	
7	10	70	%
			更新完了

今治松山地域森林計画書

(平成30年12月変更)

(今治松山森林計画区)

計画期間 自 平成28年4月 1日
至 平成38年3月31日

第1 計画の対象とする森林の区域

計画の対象とする森林の面積は次表のとおりである。また、その区域については、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。森林計画図の閲覧できる場所は目次の最後に記載している。

この計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の「開発行為の許可」、同法第10条の7の2第1項の「森林の土地の所有者となった旨の届出」、及び同法第10条の8第1項の「伐採及び伐採後の造林の届出」の対象となる。(ただし、「開発行為の許可」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。「伐採及び伐採後の造林の届出」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		74,387	
市 町 別 内 訳	今 治 市	21,196	
	上 島 町	1,446	
	松 山 市	18,655	
	伊 予 市	11,308	
	東 温 市	14,817	
	松 前 町	—	
	砥 部 町	6,965	

注 原数を四捨五入したものを計上している。

第3 森林の整備に関する事項

2 造林に関する事項

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、アカマツ、クヌギ、ナラ類等を主体とした高木性等のものとする。なお、樹種の選定に際しては、低木性のものや、ぼう芽更新の場合にはぼう芽力が弱いものは避けるなどの配慮が必要である。

天然更新の対象樹種は、天然更新を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められる。

別表2 間伐立木材積その他の伐採立木材積
本計画の計画期間（平成28年度～平成37年度）の伐採立木材積は、次のとおりである。

単位 材積：1,000m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	2,390	2,261	129	410	281	129	1,980	1,980	—
うち 前半5年分	1,240	1,180	60	190	130	60	1,050	1,050	—

注 原数を四捨五入したものを計上。従って集計値が一致しないものもある。

別表3 間伐面積

単位 面積：h a

区 分	間 伐 面 積
総 数	17,935
うち前半5年分	9,511

注 間伐面積は間伐材積を、110.4m³/ha[※]で換算した値である。
※スギ、ヒノキの4～12齢級における面積当たり蓄積の3割

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

本計画の計画期間の造林面積は、伐採量（主伐）の動向、過去の造林実績等を勘案して次のとおりである。

単位 面積：h a

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	1,900	1,000
うち前半5年分	800	500

注 原数を四捨五入したものを計上。従って集計値が一致しないものもある。

別表5 林道の開設及び拡張に関する計画

本計画の計画期間の開設延長、改良箇所等は次のとおりである。

ア 計画区開設延長等

単位 延長：k m

区 分	開 設	拡 張	
		舗 装	改 良 (箇所数)
総 数	37.2	23.9	117

イ 市別開設延長・改良箇所数等

単位 延長：k m

区 分	開 設	拡 張		
		舗 装	改 良 (箇所数)	
市別内訳	今 治 市	14.7	14.8	84
	上 島 町	-	-	6
	松 山 市	7.9	1.1	7
	伊 予 市	5.4	1.6	-
	東 温 市	5.8	4.5	20
	松 前 町	-	-	-
	砥 部 町	3.4	1.9	-
総 数	37.2	23.9	117	

ウ 路線別開設延長・改良箇所数等

単位 延長:m, 面積:ha

開設／ 拡張	種 類	区分	位 置	路線名	延 長 及 び 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年分	備 考
開設 (新設)	自動車道	林道	今治市	千疋	2,500	159		
〃	〃	〃	〃	妙見前	1,700	24		
〃	〃	〃	〃	葛谷	1,200	10		
〃	〃	〃	〃	古谷	2,300	137		
〃	〃	〃	〃	陣ヶ森	1,200	74		
〃	〃	〃	〃	松原谷	4,000	33		
〃	〃	〃	〃	鋪巻湯の谷	1,100	17		
〃	〃	〃	〃	原田大嶽	700	10		
			小計	8 路線	14,700			
開設 今治支局森林林業課管内 計				8 路線	14,700			
開設 (新設)	自動車道	林道	松山市	北谷	500	100		
〃	〃	〃	〃	水ヶ峠	1,200	173	○	
〃	〃	〃	〃	引地山	800	117	○	
〃	〃	〃	〃	梅木	1,200	72	○	
〃	〃	〃	〃	下ノ谷	790	11	○	
〃	〃	〃	〃	コヤケ谷	800	69	○	
〃	〃	〃	〃	土橋	1,100	111	○	
〃	〃	〃	〃	冠山	500	66		
〃	〃	〃	〃	高為	500	131		
〃	〃	〃	〃	カガ谷	500	10		
			小計	10 路線	7,890			

単位 延長:m, 面積:ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年分	備考
開設 (新設)	自動車道	林道	伊予市	万年鶴崎	5,400	276	○	
			小計	1 路線	5,400			
開設 (新設)	自動車道	林道	東温市	大根木2号	1,000	59		
〃	〃	〃	〃	則之内	1,800	262		
〃	〃	〃	〃	割石	1,500	190		
〃	〃	〃	〃	伊野曾	1,500	324		
			小計	4 路線	5,800			
開設 (新設)	自動車道	林道	砥部町	万年鶴崎	3,360	238	○	
			小計	1 路線	3,360			
開設 中予地方局森林林業課管内 計				16 路線	22,450			
開設 計画区 計				24 路線	37,150			
拡張	舗装	林道	今治市	五葉本谷	2,473		○	
〃	〃	〃	〃	松原谷	2,942		○	
〃	〃	〃	〃	五葉谷	3,114		○	
〃	〃	〃	〃	窓の峠	2,682		○	
〃	〃	〃	〃	千疋	3,609		○	
			小計	5 路線	14,820			
拡張(舗装) 今治支局森林林業課管内 計				5 路線	14,820			

単位 延長:m, 面積:ha

開設／ 拡張	種 類	区分	位 置	路線名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年分	備 考
拡張	舗装	林道	松山市	潮見尾股	1,050		○	
			小計	1 路線	1,050			
拡張	舗装	林道	伊予市	小中村	1,628		○	
			小計	1 路線	1,628			
拡張	舗装	林道	東温市	則之内	3,500			
〃	〃	〃	〃	大根木2号	1,000			
			小計	2 路線	4,500			
拡張	舗装	林道	砥部町	障子山	1,909		○	
			小計	1 路線	1,909			
拡張 (舗装) 中予地方局森林林業課管内 計				5 路線	9,087			
拡張 (舗装) 計画区 計				10 路線	23,907			
拡張	改良	林道	今治市	五葉本谷	8			
〃	〃	〃	〃	木地川	6			
〃	〃	〃	〃	舗巻谷	9			
〃	〃	〃	〃	松原谷	14			
〃	〃	〃	〃	五葉谷	11		○	
〃	〃	〃	〃	ヨコグラ	6		○	
〃	〃	〃	〃	古谷小鴨部	8		○	

単位 延長:m, 面積:ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年分	備考
拡張	改良	林道	今治市	カケ谷	7			
〃	〃	〃	〃	柱ヶ谷	5			
〃	〃	〃	〃	志津見支	10			
			小計	10 路線	84			
拡張	改良	林道	上島町	三石	6		○	
			小計	1 路線	6			
拡張 (改良) 今治支局森林林業課管内 計				11 路線	90			
拡張	改良	林道	松山市	猪木2号	1		○	
〃	〃	〃	〃	大栗谷	6		○	
			小計	2 路線	7			
拡張	改良	林道	東温市	上林河之内	8		○	
〃	〃	〃	〃	梅ヶ谷永子	8		○	
〃	〃	〃	〃	九騎	4		○	
			小計	3 路線	20			
拡張 (改良) 中予地方局森林林業課管内 計				5 路線	27			
拡張 (改良) 計画区 計				16 路線	117			

別表6 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

6-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち 前半5年分	
総数	25,093	25,016	
水源涵養のための保安林	4,260	4,213	
災害防備のための保安林	21,038	20,578	
保健・風致の保存等のための保安林	1,488	1,468	

注1 総数は、計画期末の保安林の実面積である。

注2 水源涵養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の保安林の面積である。

注3 災害防備のための保安林とは、森林法第25条第1項第2号から第7号までの保安林の延面積である。

注4 保健・風致の保存等のための保安林とは、森林法第25条第1項第8号から第11号までの保安林の延面積である。

6-2 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定／解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町	林班		うち 前半5年分		
指定	水源涵養	松山市	001～299	20	10	水源かん養	
			401～532	20	10	水源かん養	
			601～637	20	10	水源かん養	
			小計	60	30		
		伊予市	001～051	20	10	水源かん養	
			101～224	20	10	水源かん養	
			301～384	20	10	水源かん養	
			小計	60	30		
		東温市	001～131	20	10	水源かん養	
			201～373	15	5	水源かん養	
			小計	35	15		
		砥部町	001～065	10	5	水源かん養	
	101～155		10	5	水源かん養		
	小計		20	10			
	合計		175	85			
	災害防備	今治市	001～037	60	30	土砂流出防備	
			101～140	60	30	土砂流出防備	
			201～360	50	25	土砂流出防備	
			401～424	50	25	土砂流出防備	
			501～521	50	25	土砂流出防備	
			601～639	50	25	土砂流出防備	
			651～953	50	25	土砂流出防備	
			小計	370	185		
		上島町	001～166	50	25	土砂流出防備	
			小計	50	25		
		松山市	001～299	50	25	土砂流出防備	
			401～532	50	25	土砂流出防備	
601～637			50	25	土砂流出防備		
小計			150	75			
伊予市		001～051	50	25	土砂流出防備		
	101～224	50	25	土砂流出防備			
	301～384	50	25	土砂流出防備			
	小計	150	75				
東温市	001～131	50	25	土砂流出防備			
	201～373	65	25	土砂流出防備			
	小計	115	50				
砥部町	001～065	50	25	土砂流出防備			
	101～155	50	25	土砂流出防備			
	小計	100	50				
合計		935	460				

単位 面積：ha

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備 考
		市町	林班		うち 前半5年分		
指 定	保健・風致の 保存等	今治市	001～953	12	4	公衆の保健	
			小 計	12	4		
		上島町	001～166	12	3	公衆の保健	
			小 計	12	3		
		松山市	001～637	12	3	公衆の保健	
			小 計	12	3		
		伊予市	001～384	12	3	公衆の保健	
			小 計	12	3		
		東温市	001～373	12	3	公衆の保健	
			小 計	12	3		
		砥部町	001～155	12	3	公衆の保健	
			小 計	12	3		
		合 計		72	19		
指定総合計		1,182	564				
解 除	災害防備等	今治市	001～953	7	4	指定理由の消滅	
			小 計	7	4		
		上島町	001～166	6	4	指定理由の消滅	
			小 計	6	4		
		松山市	001～637	7	4	指定理由の消滅	
			小 計	7	4		
		伊予市	001～384	7	4	指定理由の消滅	
			小 計	7	4		
		東温市	001～373	7	4	指定理由の消滅	
			小 計	7	4		
		砥部町	001～155	6	4	指定理由の消滅	
			小 計	6	4		
		合 計		40	24		
解除総合計		40	24				

6-3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法 の変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の変更面積
水源涵養	—	—	2,619	2,619	2,619
災害防備	—	—	9,856	9,856	9,856
保健・風致の保存等	—	—	281	281	281

別表7 実施すべき治山事業の数量

森林の所在		治山事業施行地区数		主 な 工 種	備 考
市 町	旧名称	前半5カ年の 計画地区数			
今治市	今治市	35	2	溪間工	
	朝倉村		5	溪間工・森林整備	
	玉川町		4	溪間工・山腹工・森林整備	
	波方町		1	山腹工	
	宮窪町		1	森林整備	
	伯方町		1	溪間工・山腹工	
	大三島町		1	森林整備	
	上浦町		1	溪間工・山腹工	
小 計			16		
上島町	岩城村	4	1	森林整備	
	生名村		1	森林整備・溪間工	
小 計			2		
松山市	松山市	26	5	溪間工・山腹工・森林整備	
	北条市		5	溪間工・山腹工・森林整備	
	中島町		6	溪間工・山腹工	
小 計			16		
伊予市	伊予市	9	2	溪間工・山腹工	
	中山町		2	山腹工	
	双海町		1	溪間工・山腹工	
小 計			5		
東温市	重信町	25	5	溪間工・山腹工・森林整備	
	川内町		5	溪間工・山腹工・森林整備	
小 計			10		
砥部町	砥部町	8	2	溪間工・山腹工・森林整備	
	広田村		3	溪間工・山腹工・森林整備	
小 計			5		
合 計		107	54		

愛媛県天然更新完了基準書

平成 29 年 12 月 26 日

伐採跡地における、天然更新の完了を判断する基準は、この基準書により実施するものとする。

1 更新対象地

本基準の対象とする森林は、「伐採及び伐採後の造林の届出書」及び「森林経営計画書」において天然更新を実施予定とする伐採跡地、更新状況を判定する必要がある過去の伐採跡地等のほか、人工造林を計画したが結果的に天然更新が進行した箇所や、気象害等の被害跡地において天然更新が進行した箇所とする。

なお、市町村森林整備計画で定められる「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」では、天然力による更新が期待できないため、原則として、天然更新を計画しないものとする。

2 更新対象樹種

後継樹の天然更新対象樹種は、シイ類、カシ類、ナラ類（ウバメガシを含む）、シデ類、タブノキ類、マツ類等高木性及び小高木性の別表－1 に掲げる樹種とする。ただし、当該樹種に近縁で生態的性質が同一の種を含むものとする。

3 天然更新及び天然更新補助作業

(1) 天然更新及び天然更新補助作業の標準的な方法は、次のとおり定めるものとする。

ア. 天然更新の標準的な方法

【天然下種更新】

天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。

【ぼう芽更新】

樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。なお、ぼう芽更新の場合、別表－1 に示す「ぼう芽更新が期待できない樹種」は避けること。また、更新が完了していない若齢な広葉樹林や大径化した広葉樹二次林（根元直径 40cm 以上、おおむね 80 年生以上）は、ぼう芽更新が不可能な森林として扱うのが適当である。

イ. 天然更新補助作業の標準的な方法

【地表処理】

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。

【刈出し】

ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。

【植込み】

更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

- (2) 自然に推移させると更新の完了した状態にならないと判断される場合には、天然更新補助作業を実施するものとする。

4 更新が完了した状態（更新完了基準）

- (1) 更新対象樹種の樹高については、次の条件をすべて満たす幼樹、若齢木、ぼう芽等を以って対象個体とする。
- ア. 樹高が0.3m以上であること。
 - イ. 周囲にススキ、シダ等の競合する草本植生がある場合には、その競合種の草丈に10cm以上の余裕高を含めた樹高を有していること。
- (2) 更新においては、期待成立本数をヘクタール当たり7,000本とし、その10分の3であるヘクタール当たり2,100本を天然更新すべき立木の本数とする。このとき、5の更新調査により、ヘクタール当たり3,000本以上成立する割合となるプロット数が、全プロット数の70%以上（出現率70%以上）となる状態をもって更新完了とする。ただし、この場合、尾根部、中腹部、沢部において極端な偏りがあってはならない。
- また、植栽等の追加的な更新補助作業の実施により、出現率70%以上の状態が確保された場合には、その時点をもって更新完了とみなす。
- (3) 上記の条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できない恐れがある場合には、適切な対策を実施すること。

5 更新調査

(1) 調査は、「伐採及び伐採後の造林の届出書」の受け付け機関及び「森林経営計画」の認定機関等が行い、更新が完了した状態を確認する。

(2) 更新調査は、次の対象面積区分ごとの方法で実施する。

ア. 対象面積が1ha未満の場合

原則として目視による調査を行い、明らかに更新の判定基準を満たしていれば完了とする。この場合、写真を記録に用いること。ただし、容易に判別できない場合には、イ. に示す方法に準じること。

イ. 対象面積が1ha以上5ha未満の場合

対象森林を尾根部、中腹部、沢部に分け、それぞれに帯状標準地(2m×30m)を設定し、この標準地の中に、3個から4個の調査プロット(2m×5m)を任意に設け、合計10個(尾根部3個、中腹部4個、沢部3個など、地形等に応じて適宜)の調査プロットを設定する。個々の調査プロットに、3本以上の更新樹種が確認できればそのプロットは更新成立とし、出現率70%以上(更新成立プロットが7個以上)で更新完了とする。

ウ. 対象面積が5ha以上の場合

5haごとにイ.の方法を繰り返し実施するものとする(例:12haの場合、5ha、5ha、2haに分けるなど)。この場合、それぞれで更新完了を確認することが必要であり、更新が完了されていない場合は、当該部のみを未完了とみなす。

エ. その他

イ.及びウ.においては、明らかに更新の判定基準を満たしている場合には目視による調査も可能とするが、1haごとに更新の状況を判定し、また、更新の状況が明確に分かる写真を記録に用いること。また、更新が完了されていない箇所が内在する場合には、適宜完了地・未完了地を分割して整理すること。

(3) 調査は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに行うものとする。

ただし、ぼう芽更新の場合、ぼう芽稚樹の成長に優劣が出てくる伐採後1年から2年までの間に目視調査を行い、天然更新補助作業の必要性を判断する方法も併せて検討すること。

(4) 更新調査野帳の様式については、別紙のとおりとする。

(5) 調査における樹木の判別などは、必要に応じて林業普及指導員等の協力を得て実施することができる。

6 更新が未完の場合

5の調査により、更新が未了と判断された場合にあっては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新すべき立木の本数を満たすよう天然更新補助作業または植栽を行うものとし、実施後に改めて更新調査を行うものとする。

7 記録の保管

更新調査を実施した場合は、確認調査後、野帳若しくは写真を5年間保管しておくものとする。

8 その他

本基準書は、愛媛県における天然更新の完了の判断に必要な事項やその具体的な指針を定めるものであるが、伐採及び伐採後の造林の届出、森林経営計画並びに無届伐採に関する命令等の基準は、市町村森林整備計画に依拠しており、天然更新完了基準書の内容が市町村森林整備計画に反映されることにより基準として効力を持つものである。

別表一 天然更新完了基準となる高木種、小高木種の一覧

区分	科名	属名	対象樹種
広葉樹	アオイ	シナノキ	ヘラノキ、シナノキ
		アオギリ	アオギリ
	アワブキ	アワブキ	アワブキ、ヤマビワ
		カクレミノ	カクレミノ
	ウコギ	ウコギ	コシアブラ
		タカノツメ	タカノツメ
		ハリギリ	ハリギリ ^(○)
	ウルシ	ウルシ	ヌルデ、ヤマウルシ、ハゼノキ、ヤマハゼ
	エゴノキ	エゴノキ	エゴノキ ^(○) 、ハクウンホク、コハクウンホク
		アサガラ	アサガラ、オオハアサガラ
	ムクロジ	カエデ	アサノハカエデ、イロハモミジ、オオモミジ ^(×) 、コハウチワカエデ、ヒナウチワカエデ、オオイヤマイゲツ、ウリカエデ、ウリハダカエデ ^(○) 、ホソエカエデ、コミネカエデ、ナンゴクミネカエデ、テツカエデ、チドリノキ、イヤカエデ ^(○) 、メグスリノキ、ミツデカエデ
		ムクロジ	ムクロジ
	カキノキ	カキノキ	カキノキ、リュウキュウマカキ
	カツラ	カツラ	カツラ
	カバノキ	ハンノキ	ヒメヤシャブシ、ヤシャブシ、オオハヤシャブシ、ハンノキ、ケヤマハンノキ、ヤマハンノキ、カワラハンノキ
		カバノキ	タケカンバ、ミスメ
		アサダ	アサダ
	クスノキ	クマシデ	サワシバ ^(○) 、クマシデ、イヌシデ ^(○) 、アカシデ
		クスノキ	クスノキ、ヤブニッケイ ^(○)
		シロダモ	シロダモ ^(○) 、イヌカシ
		タブノキ	タブノキ、ホソバタブ
		ハマビワ	ハマビワ、カゴノキ ^(○)
		バリバリノキ	バリバリノキ
	クロモジ	クロモジ	カナクギノキ
		クルミ	オニグルミ
		サワグルミ	サワグルミ
	クロウメモドキ	クロウメモドキ	クワンソウ、クロウメモドキ
		ケンボナシ	ケンボナシ、ケンボナシ
		ヨコグラノキ	ヨコグラノキ
	クワ	ネコノチチ	ネコノチチ
		クワ	ケグワ、ヤマグワ
		コウゾ	カシノキ
	イチジク	アコウ	
	キリ	キリ	キリ
	サクラソウ	ツルマンリョウ	タイミンチバナ
	シキミ	シキミ	シキミ
	シソ	クサギ	クサギ
		ハマクサギ	ハマクサギ
	センダン	センダン	センダン
	ツバキ	ツバキ	ヤブツバキ、ササンカ
		ナツツバキ	ナツツバキ、ヒメシヤラ
		ヒサカキ	ハマヒサカキ、ヒサカキ
	トウダイグサ	アブラギリ	アブラギリ
		シラキ	シラキ
		アカメガシワ	アカメガシワ
	トチノキ	トチノキ	トチノキ ^(×)
	ニガキ	ニガキ	ニガキ
	ニレ	ムクノキ	ムクノキ
		エノキ	エゾエノキ、エノキ ^(○) 、コバノチヨウセンエノキ
		ケヤキ	ケヤキ ^(○)
		ニレ	ハルニレ ^(○) 、オヒヨウ、アキニレ
	ハイノキ	ハイノキ	ハイノキ ^(○) 、ミスバ、カンザブ、ロウノキ、クロバ
		サクラ	イヌサクラ、ウツミスサクラ、ハクチノキ、リンホク、ミヤマサクラ、エトヒカシ、カスミサクラ、ヤマサクラ
ザイフリボク		ザイフリボク	
ナナカマド		ナナカマド、アスキナシ、ウラジロノキ	
カナメモチ		カナメモチ	
カマツカ		カマツカ	
リンゴ		ズミ	
ナシ		ヤマナシ	
フサザクラ	フサザクラ	フサザクラ	
ブナ	ブナ	イヌブナ ^(○) 、ブナ	
	コナラ	ウバメカシ、クヌキ ^(○) 、アヘマキ、カシワ、ミスナラ ^(○) 、コナラ ^(○) 、ナラガシワ、イチカシ ^(×) 、アカガシ ^(○) 、ツクハネガシ、アラカシ ^(○) 、ウラジロガシ ^(○) 、シラカシ ^(○)	
	クリ	クリ ^(○)	
	シイ	スタシイ ^(○) 、ツブラシイ ^(○)	
	マテバシイ	マテバシイ、シラバカガシ	

ペンタフィラクス	モッコク	モッコク	
	サカキ	サカキ	
ホルトノキ	ホルトノキ	ホルトノキ、コバンモチ	
マメ	ネムノキ	ネムノキ	
	サイカチ	サイカチ	
	フジキ	フジキ、ユクノキ	
	イヌエンジュ	イヌエンジュ	
マンサク	マンサク	マンサク	
	イスノキ	イスノキ ^(×)	
ミカン	サンショウ	カラスサンショウ、コカラスサンショウ	
	キハダ	キハダ ^(○)	
	ゴシュユ	ハマセンダン	
ミズキ	ミズキ	ミズキ、クマミズキ	
	ヤマボウシ	ヤマボウシ	
ミツパウツギ	ゴンスイ	ゴンスイ	
ムラサキ	チシャノキ	チシャノキ	
モクセイ	トネリコ	シオジ、マルバアオダモ ^(○) 、ヤマトアオダモ、アオダモ、コハトネリコ、ミヤマアオダモ	
	ハシドイ	ハシドイ	
	モクセイ	ヒラキ	
	イボタノキ	ネズミモチ	
モクレン	オガタマノキ	オガタマノキ	
	モクレン	ホオノキ、オオヤマレンゲ、タムシハ、コブシ	
モチノキ	モチノキ	イヌツゲ、ナナミノキ、クロソヨコ、ソヨコ、クロカネモチ ^(○) 、モチノキ、ツゲモチ、タラヨウ、シイモチ、タマミズキ、アオハダ	
ヤシ	シュロ	シュロ	
ヤナギ	イイギリ	イイギリ	
	ヤナギ	マルバヤナギ、タチヤナギ、オオタチヤナギ、ヨシヤナギ、オノエヤナギ、ハッコヤナギ	
	ヤマナラシ	ヤマナラシ	
ヤマグルマ	ヤマグルマ	ヤマグルマ	
ヤマモガシ	ヤマモガシ	ヤマモガシ	
ヤマモモ	ヤマモモ	ヤマモモ	
ユズリハ	ユズリハ	ユズリハ、ヒメユズリハ	
リョウブ	リョウブ	リョウブ	
針葉樹	イチイ	イチイ	イチイ
		カヤ	カヤ
	コウヤマキ	コウヤマキ	コウヤマキ
		スギ	スギ
	ヒノキ	ネズミサシ	ネズミサシ
		イヌガヤ	イヌガヤ
		ヒノキ	ヒノキ
		ネズコ	ネズコ
		アスナロ	アスナロ
		ビャクシン	イブキ
	マキ	イヌマキ	イヌマキ
		マキ	ナギ
	マツ	ツガ	ツガ、コメツガ
		マツ	アカマツ、クロマツ、コヨウマツ
		モミ	ウラジロモミ、モミ、シラビソ
		トウヒ	ハリモミ

(○)が付いているものは「ぼう芽更新が期待できる樹種」
(×)が付いているものは「ぼう芽更新が期待できない樹種」

天然更新完了確認調査野帳

整理番号		調査日	
森林所在地		調査者 職氏名	
森林所有者			

調査区 No.1	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ
位置 No.	1		2		3		4	
	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数
斜面下部								
計								
成立本数								
判定								

他の樹種：

調査区 No.2	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ
位置 No.	1		2		3		4	
	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数
斜面中腹								
計								
成立本数								
判定								

他の樹種：

調査区 No.3	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ
位置 No.	1		2		3		4	
	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数
斜面上部								
計								
成立本数								
判定								

他の樹種：

☆ 更新判定

出現率が70%以上であれば更新完了

○の合計 / 総プロット数 = 出現率 %

天然更新完了確認調査野帳(記載例)

整理番号	24—1	調査日	平成24年1月1日
森林所在地	愛媛県〇〇市△△町123	調査者 職氏名	技師 愛媛 林太郎
森林所有者	愛媛 森太郎		

調査区 No.1	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ
位置	1		2		3		4	
	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数
斜面下部	ワレビ	80cm						
	エゴノキ	1	エゴノキ	2	ネズミモチ	3		
	アラカシ	1	アオハダ	1	エゴノキ	2		
	ヤブツバキ	1	ヤブツバキ	1	アラカシ	1		
	ヤマザクラ	1			ネズミモチ	1		
	スギ	1			ヤブツバキ	1		
ヒノキ	1							
計		6		4		8		0
成立本数		6000		4000		8000		0
判定	○		○		○		—	

他の樹種： タラノキ、クマイチゴ、コガクウツギ、ヒサカキ、ヤブムラサキ、イヌザンショウ

調査区 No.2	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ
位置	1		2		3		4	
	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数
斜面中腹	ヤブツバキ	1	ネズミモチ	1			ナナミキ	1
	ネズミモチ	1					アラカシ	1
	ナナミキ	1						
	ク	1						
計		4		1		0		2
成立本数		4000		1000		0		2000
判定	○		×		×		×	

他の樹種： ヤブムラサキ、コガクウツギ、ナガバモミジイチゴ、グミ類、タラノキ、ミヤマカマスミ、ヤマヤナギ、イヌザンショウ

調査区 No.3	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ
位置	1		2		3		4	
	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数
斜面上部					ウラジロ	30cm		
	ナナミキ	2	ヤマザクラ	1	ナナミキ	6		
	ヒノキ	1	ナナミキ	3	ヒノキ	6		
	アラカシ	1	ヒノキ	2	アラカシ	1		
	タノキ	1			ネズミモチ	1		
					シロダモ	1		
計		5		6		15		
成立本数		5000		6000		15000		0
判定	○		○		○		—	

他の樹種： ヤブムラサキ、コガクウツギ、ミツバツツジ類、イスセンリョウ、ヤマヤナギ、イヌザンショウ、ミヤマカマスミ

☆ 更新判定

出現率が70%以上であれば更新完了

○の合計	／	総プロット数	＝	出現率	%	更新完了
7		10		70		

南予地域森林計画書

(平成30年12月変更)

(南予森林計画区)

計画期間 自 平成29年4月 1日
至 平成39年3月31日

第1 計画の対象とする森林の区域

計画の対象とする森林の面積は次表のとおりである。また、その区域については、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。森林計画図の閲覧できる場所は目次の最後に記載している。

この計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の「開発行為の許可」、同法第10条の7の2第1項の「森林の土地の所有者となった旨の届出」、及び同法第10条の8第1項の「伐採及び伐採後の造林の届出」の対象となる。（ただし、「開発行為の許可」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。「伐採及び伐採後の造林の届出」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		68,210	
市 町 別 内 訳	宇和島市	27,617	
	松野町	6,484	
	鬼北町	18,866	
	愛南町	15,243	

注 原数を四捨五入したものを計上している。

第3 森林の整備に関する事項

2 造林に関する事項

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、アカマツ、クヌギ、ナラ類等を主体とした高木性等のものとする。なお、樹種の選定に際しては、低木性のものや、ぼう芽更新の場合にはぼう芽力が弱いものは避けるなどの配慮が必要である。

天然更新の対象樹種は、天然更新を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められる。

別表2 間伐立木材積その他の伐採立木材積

本計画の計画期間（平成29年度～平成38年度）の伐採立木材積は、次のとおりである。

単位 材積：1,000m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	2,520	2,324	196	620	424	196	1,900	1,900	—
うち 前半5年分	1,280	1,189	91	290	199	91	990	990	—

注 原数を四捨五入したものを計上。従って集計値が一致しないものもある。

別表3 間伐面積

単位 面積：h a

区 分	間 伐 面 積
総 数	17,210
うち前半5年分	8,967

注 間伐面積は間伐材積を、110.4m³/ha^{*}で換算した値である。

※スギ、ヒノキの4～12齢級における面積当たり蓄積の3割

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

本計画の計画期間の造林面積は、伐採量（主伐）の動向、過去の造林実績等を勘案して次のとおりである。

単位 面積：h a

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	2,200	1,200
うち前半5年分	1,000	600

注 原数を四捨五入したものを計上。従って集計値が一致しないものもある。

別表5 林道の開設及び拡張に関する計画

本計画の計画期間の開設延長、改良箇所等は次のとおりである。

ア 計画区開設延長等

単位 延長：k m

区 分	開 設	拡 張	
		舗 装	改 良 (箇所数)
総 数	37.2	9.5	18

イ 市別開設延長・改良箇所数等

単位 延長：k m

区 分	開 設	拡 張		
		舗 装	改 良 (箇所数)	
市町別内訳	宇 和 島 市	13.4	—	3
	松 野 町	4.3	1.2	—
	鬼 北 町	18.5	8.3	15
	愛 南 町	1.0	—	—
総 数	37.2	9.5	18	

ウ 路線別開設延長・改良箇所数等

単位 延長:m, 面積:ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年分	備考
開設 (新設)	自動車道	林道	宇和島市	黒井地支	1,311	126	○	
〃	〃	〃	〃	御内稲ヶ窪	3,600	190	○	
〃	〃	林業専用道	〃	御槇1-1	2,000	108	○	新規
〃	〃	〃	〃	御槇1-2	3,000	140	○	新規
〃	〃	〃	〃	御槇1-3	3,500	200	○	新規
			小計	5 路線	13,411			
開設 (新設)	自動車道	林道	松野町	延野々遊鶴羽	2,000	148	○	
〃	〃	〃	〃	豊岡宮川	2,300	85	○	
			小計	2 路線	4,300			
開設 (新設)	自動車道	林道	鬼北町	日向谷筋安	1,600	140	○	
〃	〃	〃	〃	大村犬飼	9,000	1,012	○	
〃	〃	指定林道	〃	広見日吉	5,000	778	○	
〃	〃	林道	〃	久保川	400	39	○	
〃	〃	林業専用道	〃	中野川市の又	2,000	93	○	
〃	〃	〃	〃	高瀬延川	500	33	○	
			小計	6 路線	18,500			
開設 南予地方局森林林業課管内 計				13 路線	36,211			
開設 (新設)	自動車道	林道	愛南町	太田八人組	1,044	44	○	
			小計	1 路線	1,044			
開設 愛南森林林業振興班管内 計				1 路線	1,044			
開設 計画区 計				14 路線	37,255			

単位 延長:m, 面積:ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年分	備考
拡張	舗装	林道	松野町	豊岡後	1,200		○	
			小計	1 路線	1,200			
拡張	舗装	林道	鬼北町	広見日吉	5,000		○	
〃	〃	〃	〃	久保川	3,300			
			小計	2 路線	8,300			
拡張（舗装） 南予地方局森林林業課管内 計				3 路線	9,500			
拡張（舗装） 計画区 計				3 路線	9,500			
拡張	改良	林道	宇和島市	成川鬼ヶ城	3		○	
			小計	1 路線	3			
拡張	改良	林道	鬼北町	延川	1			
〃	〃	〃	〃	ウシノネヤ	1		○	
〃	〃	〃	〃	久保川	1			
〃	〃	〃	〃	大村	5			
〃	〃	〃	〃	藤川	5			
〃	〃	〃	〃	二子松	1			
〃	〃	〃	〃	東津野城川	1			
			小計	7 路線	15			
拡張（改良） 南予地方局森林林業課管内 計				8 路線	18			
拡張（改良） 計画区 計				8 路線	18			

別表6 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

6-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち 前半5年分	
総数	18,614	18,065	
水源涵養のための保安林	14,172	13,909	
災害防備のための保安林	3,648	3,394	
保健・風致の保存等のための保安林	884	848	

注1 総数は、計画期末の保安林の実面積である。

2 水源涵養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の保安林の面積である。

3 災害防備のための保安林とは、森林法第25条第1項第2号から第7号までの保安林の延面積である。

4 保健・風致の保存等のための保安林とは、森林法第25条第1項第8号から第11号までの保安林の延面積である。

6-2 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備考	
		市町	林班		うち 前半5年分			
指 定	水源涵養	宇和島市	001～128	50	25	水源かん養		
			201～223	50	25	水源かん養		
			301～374	50	25	水源かん養		
			401～691	45	25	水源かん養		
			小計	195	100			
		鬼北町	001～222	45	25	水源かん養		
			301～462	40	20	水源かん養		
			小計	85	45			
		松野町	001～163	40	20	水源かん養		
			小計	40	20			
		愛南町	001～030	40	20	水源かん養		
			101～168	40	20	水源かん養		
			201～284	40	20	水源かん養		
			301～391	40	20	水源かん養		
			401～430	40	20	水源かん養		
		小計	200	100				
		合計		520	265			
		災 害 防 備	宇和島市	001～128	45	20	土砂流出防備	
				201～223	45	20	土砂流出防備	
	301～374			45	20	土砂流出防備		
	401～691			45	20	土砂流出防備		
	小計			180	80			
	鬼北町		001～222	35	15	土砂流出防備		
			301～462	35	15	土砂流出防備		
			小計	70	30			
	松野町		001～163	45	20	土砂流出防備		
小計			45	20				
愛南町	001～030		45	20	土砂流出防備			
	101～168		45	20	土砂流出防備			
	201～284		45	20	土砂流出防備			
	301～391		40	20	土砂流出防備			
	401～430		40	20	土砂流出防備			
小計	215		100					
合計			510	230				

単位 面積：ha

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町	林班		うち 前半5年分		
指 定	保 存・ 風 致 の 保	宇和島市	001～691	16	7	公衆の保健	
			小計	16	7		
		鬼北町	001～462	16	7	公衆の保健	
			小計	16	7		
		松野町	001～163	16	7	公衆の保健	
			小計	16	7		
		愛南町	001～430	16	7	公衆の保健	
			小計	16	7		
		合計		64	28		
		指定総合計		1,094	523		
解 除	水 源 涵 養 等	宇和島市	001～691	8	5	指定理由の消滅	
			小計	8	5		
		鬼北町	001～462	8	4	指定理由の消滅	
			小計	8	4		
		松野町	001～163	8	4	指定理由の消滅	
			小計	8	4		
		愛南町	001～430	8	4	指定理由の消滅	
			小計	8	4		
		合計		32	17		
		解除総合計		32	17		

6-3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法 の変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の変更面積
水源涵養	—	—	6,452	6,452	6,452
災害防備	—	—	1,721	1,721	1,721
保健・風致の保存等	—	—	134	134	134

別表7 実施すべき治山事業の数量

森林の所在		治山事業施行地区数		主 な 工 種	備 考
市 町	旧名称		前半5ヵ年の 計画地区数		
宇和島市	宇和島市		29	1	溪間工・山腹工
	吉田町	6		溪間工・山腹工	
	三間町	2		溪間工・山腹工	
	津島町	5		溪間工・山腹工・森林整備	
小 計			14		
鬼北町	広見町	26	6	溪間工・山腹工・森林整備	
	日吉村		6	溪間工・山腹工・森林整備	
小 計			12		
松野町	松野町	6	3	溪間工・山腹工・森林整備	
小 計			3		
愛南町	内海村	25	2	溪間工	
	御荘町		2	溪間工・森林整備	
	城辺町		6	溪間工・山腹工・森林整備	
	一本松町		3	溪間工・山腹工・森林整備	
	西海町		1	溪間工・山腹工・森林整備	
小 計			14		
合 計		86	43		

愛媛県天然更新完了基準書

平成 29 年 12 月 26 日

伐採跡地における、天然更新の完了を判断する基準は、この基準書により実施するものとする。

1 更新対象地

本基準の対象とする森林は、「伐採及び伐採後の造林の届出書」及び「森林経営計画書」において天然更新を実施予定とする伐採跡地、更新状況を判定する必要がある過去の伐採跡地等のほか、人工造林を計画したが結果的に天然更新が進行した箇所や、気象害等の被害跡地において天然更新が進行した箇所とする。

なお、市町村森林整備計画で定められる「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」では、天然力による更新が期待できないため、原則として、天然更新を計画しないものとする。

2 更新対象樹種

後継樹の天然更新対象樹種は、シイ類、カシ類、ナラ類（ウバメガシを含む）、シデ類、タブノキ類、マツ類等高木性及び小高木性の別表－1 に掲げる樹種とする。ただし、当該樹種に近縁で生態的性質が同一の種を含むものとする。

3 天然更新及び天然更新補助作業

(1) 天然更新及び天然更新補助作業の標準的な方法は、次のとおり定めるものとする。

ア. 天然更新の標準的な方法

【天然下種更新】

天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。

【ぼう芽更新】

樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。なお、ぼう芽更新の場合、別表－1 に示す「ぼう芽更新が期待できない樹種」は避けること。また、更新が完了していない若齢な広葉樹林や大径化した広葉樹二次林（根元直径 40cm 以上、おおむね 80 年生以上）は、ぼう芽更新が不可能な森林として扱うのが適当である。

イ. 天然更新補助作業の標準的な方法

【地表処理】

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。

【刈出し】

ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。

【植込み】

更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

- (2) 自然に推移させると更新の完了した状態にならないと判断される場合には、天然更新補助作業を実施するものとする。

4 更新が完了した状態（更新完了基準）

- (1) 更新対象樹種の樹高については、次の条件をすべて満たす幼樹、若齢木、ぼう芽等を以って対象個体とする。
- ア. 樹高が0.3m以上であること。
 - イ. 周囲にススキ、シダ等の競合する草本植生がある場合には、その競合種の草丈に10cm以上の余裕高を含めた樹高を有していること。
- (2) 更新においては、期待成立本数をヘクタール当たり7,000本とし、その10分の3であるヘクタール当たり2,100本を天然更新すべき立木の本数とする。このとき、5の更新調査により、ヘクタール当たり3,000本以上成立する割合となるプロット数が、全プロット数の70%以上（出現率70%以上）となる状態をもって更新完了とする。ただし、この場合、尾根部、中腹部、沢部において極端な偏りがあってはならない。
- また、植栽等の追加的な更新補助作業の実施により、出現率70%以上の状態が確保された場合には、その時点をもって更新完了とみなす。
- (3) 上記の条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できない恐れがある場合には、適切な対策を実施すること。

5 更新調査

(1) 調査は、「伐採及び伐採後の造林の届出書」の受け付け機関及び「森林経営計画」の認定機関等が行い、更新が完了した状態を確認する。

(2) 更新調査は、次の対象面積区分ごとの方法で実施する。

ア. 対象面積が1ha未満の場合

原則として目視による調査を行い、明らかに更新の判定基準を満たしていれば完了とする。この場合、写真を記録に用いること。ただし、容易に判別できない場合には、イ. に示す方法に準じること。

イ. 対象面積が1ha以上5ha未満の場合

対象森林を尾根部、中腹部、沢部に分け、それぞれに帯状標準地(2m×30m)を設定し、この標準地の中に、3個から4個の調査プロット(2m×5m)を任意に設け、合計10個(尾根部3個、中腹部4個、沢部3個など、地形等に応じて適宜)の調査プロットを設定する。個々の調査プロットに、3本以上の更新樹種が確認できればそのプロットは更新成立とし、出現率70%以上(更新成立プロットが7個以上)で更新完了とする。

ウ. 対象面積が5ha以上の場合

5haごとにイ.の方法を繰り返し実施するものとする(例:12haの場合、5ha、5ha、2haに分けるなど)。この場合、それぞれで更新完了を確認することが必要であり、更新が完了されていない場合は、当該部のみを未完了とみなす。

エ. その他

イ.及びウ.においては、明らかに更新の判定基準を満たしている場合には目視による調査も可能とするが、1haごとに更新の状況を判定し、また、更新の状況が明確に分かる写真を記録に用いること。また、更新が完了されていない箇所が内在する場合には、適宜完了地・未完了地を分割して整理すること。

(3) 調査は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までにを行うものとする。

ただし、ぼう芽更新の場合、ぼう芽稚樹の成長に優劣が出てくる伐採後1年から2年までの間に目視調査を行い、天然更新補助作業の必要性を判断する方法も併せて検討すること。

(4) 更新調査野帳の様式については、別紙のとおりとする。

(5) 調査における樹木の判別などは、必要に応じて林業普及指導員等の協力を得て実施することができる。

6 更新が未完の場合

5の調査により、更新が未了と判断された場合にあっては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新すべき立木の本数を満たすよう天然更新補助作業または植栽を行うものとし、実施後に改めて更新調査を行うものとする。

7 記録の保管

更新調査を実施した場合は、確認調査後、野帳若しくは写真を5年間保管しておくものとする。

8 その他

本基準書は、愛媛県における天然更新の完了の判断に必要な事項やその具体的な指針を定めるものであるが、伐採及び伐採後の造林の届出、森林経営計画並びに無届伐採に関する命令等の基準は、市町村森林整備計画に依拠しており、天然更新完了基準書の内容が市町村森林整備計画に反映されることにより基準として効力を持つものである。

別表一 天然更新完了基準となる高木種、小高木種の一覧

区分	科名	属名	対象樹種
広葉樹	アオイ	シナノキ	ヘラノキ、シナノキ
		アオギリ	アオギリ
	アワブキ	アワブキ	アワブキ、ヤマビワ
		カクレミノ	カクレミノ
	ウコギ	ウコギ	コシアブラ
		タカノツメ	タカノツメ
		ハリギリ	ハリギリ ^(○)
	ウルシ	ウルシ	ヌルデ、ヤマウルシ、ハゼノキ、ヤマハゼ
	エゴノキ	エゴノキ	エゴノキ ^(○) 、ハクウンホク、コハクウンホク
		アサガラ	アサガラ、オオハアサガラ
	ムクロジ	カエデ	アサノハカエデ、イロハモミジ、オオモミジ ^(×) 、コハウチワカエデ、ヒナウチワカエデ、オオイヤマイゲツ、ウリカエデ、ウリハダカエデ ^(○) 、ホソエカエデ、コミネカエデ、ナンゴクミネカエデ、テツカエデ、チドリノキ、イタヤカエデ ^(○) 、メグスリノキ、ミツデカエデ
		ムクロジ	ムクロジ
	カキノキ	カキノキ	カキノキ、リュウキュウマカキ
	カツラ	カツラ	カツラ
	カバノキ	ハンノキ	ヒメヤシャブシ、ヤシャブシ、オオハヤシャブシ、ハンノキ、ケヤマハンノキ、ヤマハンノキ、カワラハンノキ
		カバノキ	タケカンバ、ミスメ
		アサダ	アサダ
	クスノキ	クマシデ	サワシバ ^(○) 、クマシデ、イヌシデ ^(○) 、アカシデ
		クスノキ	クスノキ、ヤブニッケイ ^(○)
		シロダモ	シロダモ ^(○) 、イヌカシ
		タブノキ	タブノキ、ホソハタブ
		ハマビワ	ハマビワ、カゴノキ ^(○)
		バリバリノキ	バリバリノキ
	クロモジ	クロモジ	カナクキノキ
		クルミ	オニグルミ
		サワグルミ	サワグルミ
	クロウメモドキ	クロウメモドキ	クロカンバ、クロウメモドキ
		ケンボナシ	ケンボナシ、ケンボナシ
		ヨコグラノキ	ヨコグラノキ
	クワ	ネコノチチ	ネコノチチ
		クワ	ケグワ、ヤマグワ
		コウゾ	カシノキ
	キリ	イチジク	アコウ
		キリ	キリ
	サクラソウ	ツルマンリョウ	タイミンチバナ
	シキミ	シキミ	シキミ
	シソ	クサギ	クサギ
		ハマクサギ	ハマクサギ
	センダン	センダン	センダン
	ツバキ	ツバキ	ヤブツバキ、ササンカ
		ナツツバキ	ナツツバキ、ヒメシヤラ
		ヒサカキ	ハマヒサカキ、ヒサカキ
	トウダイグサ	アブラギリ	アブラギリ
		シラキ	シラキ
		アカメガシワ	アカメガシワ
	トチノキ	トチノキ	トチノキ ^(×)
	ニガキ	ニガキ	ニガキ
	ニレ	ムクノキ	ムクノキ
		エノキ	エゾエノキ、エノキ ^(○) 、コバノチヨウセンエノキ
		ケヤキ	ケヤキ ^(○)
		ニレ	ハルニレ ^(○) 、オヒョウ、アキニレ
ハイノキ	ハイノキ	ハイノキ ^(○) 、ミスバ、カンザブ、ロウノキ、クロバ	
	サクラ	イヌサクラ、ウツミスサクラ、ハクチノキ、リンホク、ミヤマサクラ、エトヒカシ、カスミサクラ、ヤマサクラ	
	ザイフリボク	ザイフリボク	
	ナナカマド	ナナカマド、アスキナシ、ウラジロノキ	
	カナメモチ	カナメモチ	
	カマツカ	カマツカ	
	リンゴ	ズミ	
	ナシ	ヤマナシ	
フサザクラ	フサザクラ	フサザクラ	
ブナ	ブナ	イヌブナ ^(○) 、ブナ	
	コナラ	ウバメカシ、クヌキ ^(○) 、アヘマキ、カシワ、ミスナラ ^(○) 、コナラ ^(○) 、ナラガシワ、イチイカシ ^(×) 、アカガシ ^(○) 、ツクハネカシ、アラカシ ^(○) 、ウラジロカシ ^(○) 、シラカシ ^(○)	
	クリ	クリ ^(○)	
	シイ	スタシイ ^(○) 、ツブラシイ ^(○)	
	マテバシイ	マテバシイ、シリブカガシ	

ペンタフィラクス	モッコク	モッコク	
	サカキ	サカキ	
ホルトノキ	ホルトノキ	ホルトノキ、コハンモチ	
マメ	ネムノキ	ネムノキ	
	サイカチ	サイカチ	
	フジキ	フジキ、ユクノキ	
	イヌエンジュ	イヌエンジュ	
マンサク	マンサク	マンサク	
	イスノキ	イスノキ ^(×)	
ミカン	サンショウ	カラスサンショウ、コカラスサンショウ	
	キハダ	キハダ ^(○)	
	ゴシュユ	ハマセンダン	
ミズキ	ミズキ	ミズキ、クマミズキ	
	ヤマボウシ	ヤマボウシ	
ミツパウツギ	ゴンスイ	ゴンスイ	
ムラサキ	チシャノキ	チシャノキ	
モクセイ	トネリコ	シオジ、マルハアオダモ ^(○) 、ヤマトアオダモ、アオダモ、コハトネリコ、ミヤマアオダモ	
	ハシドイ	ハシドイ	
	モクセイ	ヒラキ	
	イボタノキ	ネズミモチ	
モクレン	オガタマノキ	オガタマノキ	
	モクレン	ホオノキ、オオヤマレンゲ、タムシハ、コブシ	
モチノキ	モチノキ	イヌツゲ、ナナミノキ、クロソヨコ、ソヨコ、クロカネモチ ^(○) 、モチノキ、ツゲモチ、タラヨウ、シイモチ、タマミズキ、アオハダ	
ヤシ	シュロ	シュロ	
ヤナギ	イイギリ	イイギリ	
	ヤナギ	マルハヤナギ、タチヤナギ、オオタチヤナギ、ヨシヤナギ、オノエヤナギ、ハッコヤナギ	
	ヤマナラシ	ヤマナラシ	
ヤマグルマ	ヤマグルマ	ヤマグルマ	
ヤマモガシ	ヤマモガシ	ヤマモガシ	
ヤマモモ	ヤマモモ	ヤマモモ	
ユズリハ	ユズリハ	ユズリハ、ヒメユズリハ	
リョウブ	リョウブ	リョウブ	
針葉樹	イチイ	イチイ	イチイ
		カヤ	カヤ
	コウヤマキ	コウヤマキ	コウヤマキ
		スギ	スギ
	ヒノキ	ネズミサシ	ネズミサシ
		イヌガヤ	イヌガヤ
		ヒノキ	ヒノキ
		ネズコ	ネズコ
		アスナロ	アスナロ
		ビャクシン	イブキ
	マキ	イヌマキ	イヌマキ
		マキ	ナギ
	マツ	ツガ	ツガ、コメツガ
		マツ	アカマツ、クロマツ、コヨウマツ
		モミ	ウラジロモミ、モミ、シラビソ
		トウヒ	ハリモミ

(○)が付いているものは「ぼう芽更新が期待できる樹種」
(×)が付いているものは「ぼう芽更新が期待できない樹種」

天然更新完了確認調査野帳

整理番号		調査日	
森林所在地		調査者 職氏名	
森林所有者			

調査区 No.1	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ
位置	1		2		3		4	
	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数
斜面下部								
計								
成立本数								
判定								

他の樹種:

調査区 No.2	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ
位置	1		2		3		4	
	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数
斜面中腹								
計								
成立本数								
判定								

他の樹種:

調査区 No.3	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ
位置	1		2		3		4	
	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数
斜面上部								
計								
成立本数								
判定								

他の樹種:

☆ 更新判定

出現率が70%以上であれば更新完了

○の合計 / 総プロット数 = 出現率 %

天然更新完了確認調査野帳(記載例)

整理番号	24—1	調査日	平成24年1月1日
森林所在地	愛媛県〇〇市△△町123	調査者 職氏名	技師 愛媛 林太郎
森林所有者	愛媛 森太郎		

調査区 No.1	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ
位置	1		2		3		4	
	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数
斜面下部	ワレビ	80cm						
	エゴノキ	1	エゴノキ	2	ネズミモチ	3		
	アラカン	1	アオハダ	1	エゴノキ	2		
	ヤブツバキ	1	ヤブツバキ	1	アラカン	1		
	ヤマザクラ	1			ネズミモチ	1		
	スギ	1			ヤブツバキ	1		
ヒノキ	1							
計		6		4		8		0
成立本数		6000		4000		8000		0
判定	○		○		○		—	

他の樹種： タラノキ、クマイチゴ、コガクウツギ、ヒサカキ、ヤブムラサキ、イヌザンショウ

調査区 No.2	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ
位置	1		2		3		4	
	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数
斜面中腹	ヤブツバキ	1	ネズミモチ	1			ナナミキ	1
	ネズミモチ	1					アラカン	1
	ナナミキ	1						
	ク	1						
計		4		1		0		2
成立本数		4000		1000		0		2000
判定	○		×		×		×	

他の樹種： ヤブムラサキ、コガクウツギ、ナガバモミジイチゴ、グミ類、タラノキ、ミヤマカマスミ、ヤマヤナギ、イヌザンショウ

調査区 No.3	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ	競合する植生種	高さ
位置	1		2		3		4	
	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数
斜面上部					ウラジロ	30cm		
	ナナミキ	2	ヤマザクラ	1	ナナミキ	6		
	ヒノキ	1	ナナミキ	3	ヒノキ	6		
	アラカン	1	ヒノキ	2	アラカン	1		
	タノキ	1			ネズミモチ	1		
					シロダモ	1		
計		5		6		15		
成立本数		5000		6000		15000		0
判定	○		○		○		—	

他の樹種： ヤブムラサキ、コガクウツギ、ミツバツツジ類、イスセンリョウ、ヤマヤナギ、イヌザンショウ、ミヤマカマスミ

☆ 更新判定

出現率が70%以上であれば更新完了

○の合計	総プロット数	出現率	
7	10	70	%
			更新完了

肱川地域森林計画書

(平成30年12月変更)

(肱川森林計画区)

計画期間 自 平成30年4月 1日
至 平成40年3月31日

第1 計画の対象とする森林の区域

計画の対象とする森林の面積は次表のとおりである。また、その区域については、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。森林計画図の閲覧できる場所は目次の最後に記載している。

この計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の「開発行為の許可」、同法第10条の7の2第1項の「森林の土地の所有者となった旨の届出」、及び同法第10条の8第1項の「伐採及び伐採後の造林の届出」の対象となる。（ただし、「開発行為の許可」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。「伐採及び伐採後の造林の届出」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		99,422	
市 町 別 内 訳	大 洲 市	31,455	
	内 子 町	18,859	
	八 幡 浜 市	7,025	
	伊 方 町	4,728	
	西 予 市	37,354	

注 原数を四捨五入したものを計上している。

別表2 間伐立木材積その他の伐採立木材積
本計画の計画期間（平成30年度～平成39年度）の伐採立木材積は、次のとおりである。

単位 材積：1,000m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	3,580	3,378	202	640	438	202	2,940	2,940	—
うち 前半5年分	1,950	1,849	101	320	219	101	1,630	1,630	—

注 原数を四捨五入したものを計上。従って集計値が一致しないものもある。

別表3 間伐面積

単位 面積：h a

区 分	間 伐 面 積
総 数	26,630
うち前半5年分	14,764

注 間伐面積は間伐材積を、110.4m³/ha^{*}で換算した値である。
*スギ、ヒノキの4～12齢級における面積当たり蓄積の3割

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

本計画の計画期間の造林面積は、伐採量（主伐）の動向、過去の造林実績等を勘案して次のとおりである。

単位 面積：h a

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	2,400	3,600
うち前半5年分	1,200	1,800

注 原数を四捨五入したものを計上。従って集計値が一致しないものもある。

別表5 林道の開設及び拡張に関する計画

本計画の計画期間の開設延長、改良箇所等は次のとおりである。

ア 計画区開設延長等

単位 延長：k m

区 分	開 設	拡 張	
		舗 装	改 良 (箇所数)
総 数	151.9	102.0	63

イ 市町別開設延長・改良箇所数等

単位 延長：k m

区 分	開 設	拡 張		
		舗 装	改 良 (箇所数)	
市町別内訳	大 洲 市	40.3	12.3	2
	内 子 町	28.0	49.0	36
	八 幡 浜 市	-	2.4	-
	伊 方 町	-	-	-
	西 予 市	83.6	38.3	25
総 数	151.9	102.0	63	

ウ 路線別開設延長・改良箇所数等

単位 延長:m, 面積:ha

開設／ 拡張	種 類	区分	位 置	路線名	延 長 び 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年 分	備 考
開設 (新設)	自動車道	林道	大洲市	鎌の田北裏	1,600	38		
〃	〃	〃	〃	鎌の田2号	1,400	31		
〃	〃	〃	〃	高森	700	6	○	
〃	〃	〃	〃	富栄土居	700	4	○	
〃	〃	〃	〃	横野峠本谷	500	11		
〃	〃	〃	〃	西峰2号	600	10		
〃	〃	〃	〃	椽谷	2,000	32	○	
〃	〃	〃	〃	香田矢の地	1,600	32	○	
〃	〃	〃	〃	石神峠	1,600	45		
〃	〃	〃	〃	カラタニ	900	25		
〃	〃	〃	〃	成能	1,500	17		
〃	〃	〃	〃	武陵	1,900	64		
〃	〃	〃	〃	村島	233	6	○	
〃	〃	〃	〃	貫小屋野地	1,200	18		
〃	〃	〃	〃	雲白	1,300	28		
〃	〃	〃	〃	坂本山高	2,100	30	○	
〃	〃	〃	〃	畑谷	1,600	15		
〃	〃	〃	〃	コウネ	1,500	36		
〃	〃	〃	〃	お茶土2号	1,000	25		
〃	〃	〃	〃	大貸青石	1,120	32		
〃	〃	〃	〃	マクビリ	600	7	○	
〃	〃	〃	〃	田中山	1,000	12		

単位 延長:m, 面積:ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年 分	備考
開設 (新設)	自動車道	林道	大洲市	大戸檜谷3号支	527	33	○	
〃	〃	〃	〃	都梅鼻欠山	524	46	○	
〃	〃	〃	〃	出海1号	125	38	○	
〃	〃	〃	〃	猪ノ尾穂積	650	24	○	
〃	〃	〃	〃	小畑井小藪	1,000	65		
〃	〃	〃	〃	岳	1,100	46		
〃	〃	〃	〃	七本木	400	30	○	
〃	〃	〃	〃	河辺野村	7,800	300	○	
〃	〃	林業専用道	〃	石城	1,500	51	○	
			小計	31 路線	40,279			
開設 (新設)	自動車道	林道	内子町	なまがや	156	32	○	
〃	〃	〃	〃	甲影杖窪	1,819	83	○	
〃	〃	〃	〃	泉	1,153	38	○	
〃	〃	〃	〃	亀ノ上	300	30	○	
〃	〃	〃	〃	下坂場	199	39	○	
〃	〃	〃	〃	中畦久保野	50	32	○	
〃	〃	〃	〃	屋敷田	375	32	○	
〃	〃	〃	〃	ナスバタ	100	51	○	
〃	〃	〃	〃	面谷	291	211	○	
〃	〃	〃	〃	奥山八ッ松	1,746	38	○	
〃	〃	〃	〃	仏峠大清水	4,200	95	○	
〃	〃	〃	〃	惣郷富岡	700	34	○	

単位 延長:m, 面積:ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年 分	備考
開設 (新設)	自動車道	林道	内子町	城ヶ谷	200	33	○	
〃	〃	〃	〃	才太郎公園	150	70	○	
〃	〃	〃	〃	蔵ヶ谷面谷	1,513	485	○	
〃	〃	〃	〃	道房掛橋	1,500	234	○	
〃	〃	〃	〃	別府ヶ峠	900	57	○	
〃	〃	〃	〃	御嶽	264	36	○	
〃	〃	〃	〃	クロウネヤジ	3,040	60	○	
〃	〃	〃	〃	笹ヶ峠	2,400	83	○	
〃	〃	〃	〃	掛水	3,500	68	○	
〃	〃	〃	〃	源台	660	12	○	
〃	〃	〃	〃	日の付	500	202	○	
〃	〃	〃	〃	金二郎	500	14		
〃	〃	〃	〃	堂道	200	23		
〃	〃	〃	〃	相谷	200	46		
〃	〃	〃	〃	白杵大平	200	38		
〃	〃	〃	〃	天神野地ヶ峠	200	25		
〃	〃	〃	〃	倉頭高山	600	62		
〃	〃	〃	〃	小屋谷	200	29		
〃	〃	〃	〃	河辺野村	200	5	○	
			小計	31 路線	28,016			
開設 大洲森林林業振興班管内 計				62 路線	68,295			

単位 延長:m, 面積:ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年 分	備考
開設 (新設)	自動車道	林道	西予市	谷松ノ木	1,200	41		
〃	〃	〃	〃	八水	1,200	30		
〃	〃	〃	〃	大崎	350	46		
〃	〃	林業専用道	〃	宮野浦	1,290	40	○	
〃	〃	林道	〃	松葉城	1,000	40		
〃	〃	〃	〃	明石大駄馬	1,400	71		
〃	〃	〃	〃	薬師谷	1,000	38		
〃	〃	〃	〃	滝山赤滝	1,060	58		
〃	〃	〃	〃	田野中支	1,040	48		
〃	〃	〃	〃	坂戸大江頂上	1,600	132	○	
〃	〃	〃	〃	アカシバ昭和	1,500	92	○	
〃	〃	〃	〃	成谷支	1,500	137	○	
〃	〃	〃	〃	田之筋溪筋	5,700	816		
〃	〃	林業専用道	〃	大江	2,000	57	○	
〃	〃	〃	〃	地藏寺	1,000	33	○	
〃	〃	〃	〃	馬治ウバガフトコロ	2,000	44	○	
〃	〃	〃	〃	加茂	2,000	45	○	
〃	〃	〃	〃	日の地支	220	61	○	
〃	〃	林道	〃	横林惣川	1,285	201		
〃	〃	〃	〃	小野田大麦	817	150		
〃	〃	〃	〃	ヨシクネ梶原	1,093	47		
〃	〃	〃	〃	横松古谷	650	128		
〃	〃	〃	〃	片川樽	732	197		

単位 延長:m, 面積:ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年 分	備考
開設 (新設)	自動車道	林道	西予市	中筋中央	746	66		
〃	〃	〃	〃	中筋御在所	821	138		
〃	〃	〃	〃	白木ヶ城支	1,373	53		
〃	〃	〃	〃	大成中	800	86		
〃	〃	〃	〃	小振鍵山	550	117	○	
〃	〃	〃	〃	榎木都	769	65		
〃	〃	〃	〃	平野	2,000	105	○	
〃	〃	〃	〃	河西四郎谷	2,800	89	○	
〃	〃	〃	〃	片川古谷支	850	76	○	
〃	〃	〃	〃	中通川更生	2,000	44	○	
〃	〃	〃	〃	阿下	1,500	45	○	
〃	〃	〃	〃	河辺野村	9,000	400	○	
〃	〃	〃	〃	古谷片川	2,000	45	○	
〃	〃	林業専用道	〃	小松大野ヶ原	2,400	157	○	
〃	〃	〃	〃	平林	1,500	41	○	
〃	〃	〃	〃	横松	2,400	112	○	
〃	〃	〃	〃	河西出合	1,800	54	○	
〃	〃	林道	〃	高野子川津南	1,900	63	○	
〃	〃	〃	〃	オオノジ支	1,700	75	○	
〃	〃	〃	〃	南平駄馬	2,000	31		
〃	〃	〃	〃	泉川柳沢	2,100	50	○	新規
〃	〃	林業専用道	〃	ウシオニ支	2,000	67	○	
〃	〃	〃	〃	六十支	1,250	39	○	

単位 延長:m, 面積:ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年 分	備考
開設 (新設)	自動車道	林業専用道	西予市	ダイタン	1,200	38	○	
〃	〃	〃	〃	成穂魚成	2,000	69	○	
〃	〃	〃	〃	タナヨコ	1,700	36	○	
〃	〃	〃	〃	南平佐須	2,800	47	○	
			小計	50 路線	83,596			
開設 八幡浜支局森林林業課管内 計				50 路線	83,596			
開設 計画区 計				112 路線	151,891			
拡張	舗装	林道	大洲市	一ツ木家野	969			
〃	〃	〃	〃	松尾寺尾	900		○	
〃	〃	〃	〃	国木榎	1,269		○	
〃	〃	〃	〃	大戸榎谷	435			
〃	〃	〃	〃	滝上長尾	1,000		○	
〃	〃	〃	〃	中津小倉	1,000		○	
〃	〃	〃	〃	萩野尾小畑井	700			
〃	〃	〃	〃	湧水	583			
〃	〃	〃	〃	岳	900		○	
〃	〃	〃	〃	岳山	2,800		○	
〃	〃	〃	〃	奥の山	1,700		○	
			小計	11 路線	12,256			

単位 延長:m, 面積:ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年 分	備考
拡張	舗装	林道	内子町	大平	300			
〃	〃	〃	〃	志天原大前	200			
〃	〃	〃	〃	川上	4,240			
〃	〃	〃	〃	野村北地	8,776			
〃	〃	〃	〃	雨ヶ滝	955			
〃	〃	〃	〃	シダノ成	1,676			
〃	〃	〃	〃	向畑1号	1,141			
〃	〃	〃	〃	上駄馬	2,187			
〃	〃	〃	〃	滝の瀬戸	2,156			
〃	〃	〃	〃	陣ヶ森国倉	1,299			
〃	〃	〃	〃	大向井	1,024			
〃	〃	〃	〃	一本杉	1,210			
〃	〃	〃	〃	大谷	1,071			
〃	〃	〃	〃	谷田	648			
〃	〃	〃	〃	程ヶトウ	750			
〃	〃	〃	〃	蔵ヶ谷面谷	9,640			
〃	〃	〃	〃	面谷	4,493			
〃	〃	〃	〃	舟戸才太郎	5,921			
〃	〃	〃	〃	配の京日浦	1,362			
			小計	19 路線	49,049			
拡張（舗装） 大洲森林林業振興班管内 計				30 路線	61,305			

単位 延長:m, 面積:ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年 分	備考
拡張	舗装	林道	八幡浜市	平家谷	2,400		○	
			小計	1 路線	2,400			
拡張	舗装	林道	西予市	有網代有太刀	1,155			
〃	〃	〃	〃	西栗木	3,000			
〃	〃	〃	〃	小振鍵山	3,129			
〃	〃	〃	〃	片川古谷支	2,000			
〃	〃	〃	〃	杉山	3,700		○	
〃	〃	〃	〃	河西四郎谷	3,100			
〃	〃	〃	〃	大畑	1,680		○	
〃	〃	〃	〃	山の神利助	1,730			
〃	〃	〃	〃	内場樽	1,282			
〃	〃	〃	〃	雨包	7,075		○	
〃	〃	〃	〃	下遊子南平	1,200			
〃	〃	〃	〃	下惣川	500			
〃	〃	〃	〃	棟遊子	500			
〃	〃	〃	〃	寿勝谷	500			
〃	〃	〃	〃	井谷寺	300			
〃	〃	〃	〃	丸岡支	1,180		○	
〃	〃	〃	〃	ダネクサ2号	3,182		○	新規
〃	〃	〃	〃	岩瀬戸	3,110		○	新規
			小計	18 路線	38,323			

単位 延長:m, 面積:ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年 分	備考
拡張（舗装） 八幡浜支局森林林業課 計				19 路線	40,723			
拡張（舗装） 計画区 計				49 路線	102,028			
拡張	改良	林道	大洲市	滝上長尾	2		○	
			小計	1 路線	2			
拡張	改良	林道	内子町	石畳上灘	3			
〃	〃	〃	〃	地寄新田	2			
〃	〃	〃	〃	大久喜	10			
〃	〃	〃	〃	池の塔	2			
〃	〃	〃	〃	蔵ヶ谷面谷	10			
〃	〃	〃	〃	面谷	2			
〃	〃	〃	〃	野村北地	2			
〃	〃	〃	〃	舟戸才太郎	3			
〃	〃	〃	〃	配の京日浦	1			
〃	〃	〃	〃	小田池川	1			
			小計	10 路線	36			
拡張（改良） 大洲森林林業振興班管内 計				11 路線	38			
拡張	改良	林道	西予市	火道	1			
〃	〃	林業専用道	〃	大江	1		○	

単位 延長:m, 面積:ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年 分	備考
拡張	改良	林道	西予市	内場樽	1			
〃	〃	〃	〃	片川	1		○	
〃	〃	〃	〃	ダネクサ2号	1		○	
〃	〃	林業専用道	〃	伊勢井谷桜ヶ峠	1		○	
〃	〃	〃	〃	セバ谷陰地	2		○	
〃	〃	〃	〃	小松大野ヶ原	3		○	
〃	〃	〃	〃	西栗木支	2		○	
〃	〃	〃	〃	双津野古森	1		○	
〃	〃	林道	〃	安尾	1			
〃	〃	〃	〃	東津野城川	2		○	
〃	〃	〃	〃	下惣川	1		○	
〃	〃	〃	〃	丸岡支	1		○	
〃	〃	林業専用道	〃	太郎原下	1		○	
〃	〃	〃	〃	板取川今井	1			
〃	〃	〃	〃	六十支	4		○	
			小計	17 路線	25			
拡張 (改良) 八幡浜支局森林林業課管内 計				17 路線	25			
拡張 (改良) 計画区 計				28 路線	63			

別表6 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

6-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち 前半5年分	
総数	18,910	18,612	
水源涵養のための保安林	13,718	13,560	
災害防備のための保安林	4,520	4,422	
保健・風致の保存等のための保安林	776	759	

注1 総数は、計画期末の保安林の実面積である。

注2 水源涵養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の保安林の面積である。

注3 災害防備のための保安林とは、森林法第25条第1項第2号から第7号までの保安林の延面積である。

注4 保健・風致の保存等のための保安林とは、森林法第25条第1項第8号から第11号までの保安林の延面積である。

6-2 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
単位 面積：ha

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備考	
		市町村	林班		うち 前半5年分			
指定	水源涵養	大洲市	001～358	20	15	水源かん養		
			401～505	20	10	水源かん養		
			601～693	20	10	水源かん養		
			701～797	20	10	水源かん養		
			小計	80	45			
		内子町	001～157	20	10	水源かん養		
			201～257	20	10	水源かん養		
			301～443	20	10	水源かん養		
			小計	60	30			
		八幡浜市	001～117	20	10	水源かん養		
			201～248	20	10	水源かん養		
			小計	40	20			
		伊方町	001～036	20	10	水源かん養		
			101～151	20	10	水源かん養		
			201～252	20	10	水源かん養		
			小計	60	30			
		西予市	801～854	20	10	水源かん養		
			001～029	20	10	水源かん養		
			101～275	20	10	水源かん養		
			301～556	20	10	水源かん養		
			601～782	20	10	水源かん養		
		小計	100	50				
		合計		340	175			
		災害防備	大洲市	001～358	15	10	土砂流出防備	
				401～505	15	5	土砂流出防備	
				601～693	10	5	土砂流出防備	
				701～797	10	5	土砂流出防備	
小計	50			25				
内子町	001～157		10	5	土砂流出防備			
	201～257		10	5	土砂流出防備			
	301～443		10	5	土砂流出防備			
	小計		30	15				
八幡浜市	001～117		10	5	土砂流出防備			
	201～248		10	5	土砂流出防備			
	小計		20	10				

単位 面積：ha

指定／解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考	
		市町村	林班		うち 前半5年分			
指定	災害防備	伊方町	001～036	10	5	土砂流出防備		
			101～151	10	5	土砂流出防備		
			201～252	10	5	土砂流出防備		
			小計	30	15			
		西予市	801～854	10	5	土砂流出防備		
			001～029	10	5	土砂流出防備		
			101～275	10	5	土砂流出防備		
			301～556	10	5	土砂流出防備		
			601～782	10	5	土砂流出防備		
			小計	50	25			
		合計		180	90			
		保健・風致の保存等	大洲市	001～358	3	2	公衆の保健	
				401～505	3	2	公衆の保健	
	601～693			3	2	公衆の保健		
	701～797			3	2	公衆の保健		
	小計			12	8			
	内子町		001～157	3	2	公衆の保健		
			201～257	3	2	公衆の保健		
			301～443	3	2	公衆の保健		
			小計	9	6			
	八幡浜市		001～117	3	2	公衆の保健		
			201～248	3	2	公衆の保健		
			小計	6	4			
	伊方町		001～036	2	1	公衆の保健		
			101～151	2	1	公衆の保健		
			201～252	3	1	公衆の保健		
			小計	7	3			
	西予市		801～854	3	2	公衆の保健		
			001～029	3	2	公衆の保健		
101～275			3	2	公衆の保健			
301～556			3	2	公衆の保健			
601～782			3	2	公衆の保健			
小計	15		10					
合計		49	31					
指定総合計		569	296					
解除	水源涵養等	大洲市	001～797	5	3	指定理由の消滅		
			小計	5	3			
		内子町	001～443	5	3	指定理由の消滅		
			小計	5	3			
		八幡浜市	001～248	5	3	指定理由の消滅		
			小計	5	3			
		伊方町	001～252	5	3	指定理由の消滅		
			小計	5	3			
		西予市	001～854	5	3	指定理由の消滅		
			小計	5	3			
合計		25	15					
解除総合計		25	15					

6-3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法 の変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の変更面積
水源涵養	—	—	7,760	7,760	7,760
災害防備	—	—	831	831	831
保健・風致の保存等	—	—	583	583	583

別表7 実施すべき治山事業の数量

森林の所在		治山事業施行地区数		主 な 工 種	単位 地区
市 町	旧名称		前半5ヵ年の 計画地区数		備 考
大洲市	大洲市		25	3	溪間工・山腹工・森林整備
	長浜町	1		溪間工・山腹工・森林整備	
	肱川町	4		溪間工・山腹工・森林整備	
	河辺村	2		溪間工・山腹工・森林整備	
小 計			10		
内子町	内子町	23	5	溪間工・山腹工・森林整備	
	五十崎町		1	溪間工・山腹工	
	小田町		6	溪間工・山腹工	
小 計			12		
八幡浜市	八幡浜市	4	1	山腹工	
	保内町		1	森林整備	
小 計			2		
伊方町	瀬戸町	2	1	山腹工	
小 計			1		
西予市	三瓶町	40	1	森林整備	
	宇和町		5	溪間工・山腹工・森林整備	
	野村町		5	溪間工・山腹工・森林整備	
	城川町		10	溪間工・山腹工・森林整備	
	明浜町		1	森林整備	
小 計			22		
合 計		94	47		